

令和4年度実施  
大学機関別認証評価  
評価報告書

福岡女子大学

令和5年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

## 目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	2
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	2
領域2 内部質保証に関する基準	4
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	7
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	10
領域5 学生の受入に関する基準	12
領域6 教育課程と学習成果に関する基準	14
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧	
付録2 根拠資料一覧	
付録3 新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について	
自己評価書	

## 1. 令和4年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

### 1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じて実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

### 2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

### 3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和4年度における実地調査（訪問調査）は、教育現場の視察及び学習環境の状況の現地調査と、大学関係者（責任者）等との面談のオンライン調査を併せて実施し、評価委員会において、従前に実施してきた実地調査と同等の調査であることを確認しました。

#### （1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

#### （2）機構における評価

① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。

② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。

③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。

④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に

適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置づける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

#### 4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

#### 5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和3年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について音声解説付き資料を用いて説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について同様の方法により研修会を実施しました。

また、令和3年9月までに申請した大学の求めに応じて、各大学の状況に即した自己評価書の作成に関する研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和3年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の16大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（9大学）

北海道教育大学、宇都宮大学、群馬大学、東京大学、福井大学、滋賀医科大学、島根大学、山口大学、香川大学

○ 公立大学（5大学）

秋田県立大学、東京都立大学、大阪府立大学、九州歯科大学、福岡女子大学

○ 私立大学（2大学）

日本社会事業大学、光産業創成大学院大学

- (3) 機構は、令和4年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和4年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和4年	
7月	書面調査の実施
8月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～11月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
令和5年	
1月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

(5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和5年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和5年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

## 6 評価結果

令和4年度に認証評価を実施した16大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合しているとの評価結果となりました。

## 7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和4年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

## 8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和5年3月現在）

### (1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
及川良一	大学入試センター参与
片峰茂	長崎市立病院機構理事長
片山英治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター 特任教授（常勤）・センター長
後藤ひとみ	北海道教育大学理事
近藤倫明	北九州市立大学特任教授
清水一彦	山梨大学理事・副学長
鈴木志津枝	兵庫医科大学教授
高島忠義	愛知県立大学名誉教授
高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
高橋裕子	津田塾大学長
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
戸田山和久	名古屋大学教授
中根正義	芝浦工業大学柏中学高等学校長
根本武	アクセンチュア株式会社 ビジネス コンサルティング本部 マネジング・ディレクター
○日比谷潤子	聖心女子学院常務理事
前田早苗	千葉大学名誉教授
松本美奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授

山内進	一橋大学名誉教授
山口宏樹	大学入試センター理事長
山本健慈	国立大学協会参与
吉田文	早稲田大学教授
◎山極壽一	人間文化研究機構総合地球環境学研究所長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
片峰茂	長崎市立病院機構理事長
高島忠義	愛知県立大学名誉教授
山本健慈	国立大学協会参与
川嶋太津夫	大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター 特任教授(常勤)・センター長
◎土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
戸田山和久	名古屋大学教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
阿波賀邦夫	名古屋大学教授
片山英治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
後藤ひとみ	北海道教育大学理事
近藤倫明	北九州市立大学特任教授
下田憲雄	大分大学学長特命補佐
白石小百合	横浜市立大学教授
◎高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
竹内啓博	公認会計士、税理士
土川覚	名古屋大学教授
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤良雄	公認会計士
徳久剛史	介護老人保健施設純恵の郷・施設長
戸田山和久	名古屋大学教授
奈良間美保	京都橘大学教授
原田信志	熊本大学名誉教授
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三矢麻理子	公認会計士
湯川嘉津美	上智大学教授
横田光広	宮崎大学教授

横山知行 新潟大学教授

(第2部会)

◎片峰茂 長崎市立病院機構理事長  
片山英治 野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員  
清水美憲 筑波大学教授  
竹内啓博 公認会計士、税理士  
棚橋健治 広島大学副学長  
谷口功 国立高等専門学校機構理事長  
土屋俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長  
寺澤良雄 公認会計士  
戸田山和久 名古屋大学教授  
奈良間美保 京都橘大学教授  
深見公雄 放送大学高知学習センター所長  
松原仁 東京大学教授  
三浦浩喜 福島大学長  
光田好孝 大学改革支援・学位授与機構教授  
三矢麻理子 公認会計士  
山下一夫 鳴門教育大学参与  
横矢直和 奈良先端科学技術大学院大学名誉教授

(第3部会)

石田朋靖 高崎健康福祉大学長  
大谷順 熊本大学理事・副学長  
小川宣子 中部大学客員教授  
片山英治 野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員  
加藤映子 大阪女学院大学長  
齋藤一弥 筑波大学教授  
佐藤信行 中央大学教授  
佐藤之彦 千葉大学教授  
◎高島忠義 愛知県立大学名誉教授  
竹内啓博 公認会計士、税理士  
土屋俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長  
寺澤良雄 公認会計士  
戸田山和久 名古屋大学教授  
西村伸一 岡山大学教授  
藤田佐和 高知県立大学教授  
光田好孝 大学改革支援・学位授与機構教授  
三矢麻理子 公認会計士  
山内進 一橋大学名誉教授  
山岡洋 桜美林大学教授

山 中 正 紀 北海道千歳リハビリテーション大学教授  
 吉 井 昌 彦 神戸大学教授  
 米 村 千 代 千葉大学教授

(第4部会)

位 田 隆 一 国立大学協会専務理事  
 尾 家 祐 二 九州工業大学名誉教授  
 片 山 英 治 野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員  
 塩 田 浩 平 京都大学名誉教授、滋賀医科大学名誉教授  
 高 野 和 良 九州大学教授  
 竹 内 啓 博 公認会計士、税理士  
 田 邊 政 裕 千葉大学名誉教授  
 土 屋 俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長  
 寺 澤 良 雄 公認会計士  
 戸田山 和 久 名古屋大学教授  
 前 田 健 康 新潟大学教授  
 光 田 好 孝 大学改革支援・学位授与機構教授  
 三 矢 麻理子 公認会計士  
 ◎ 山 本 健 慈 国立大学協会参与

※ ◎は部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

浅 野 茂 山形大学教授  
 ◎ 川 嶋 太津夫 大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター  
 特任教授(常勤)・センター長  
 小 湊 卓 夫 九州大学准教授  
 洪 井 進 大学改革支援・学位授与機構教授  
 寫 田 敏 行 茨城大学教授  
 末 次 剛健志 有明工業高等専門学校総務課長  
 高 橋 哲 也 大阪公立大学副学長  
 土 屋 俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長  
 戸田山 和 久 名古屋大学教授  
 ○ 新 田 早 苗 琉球大学後援財団常務理事  
 林 隆 之 政策研究大学院大学教授  
 前 田 早 苗 千葉大学名誉教授  
 光 田 好 孝 大学改革支援・学位授与機構教授  
 毛 内 嘉 威 秋田公立美術大学理事・副学長  
 森 利 枝 大学改革支援・学位授与機構教授

※ ◎は部会長、○は副部会長



## 2. 評価結果について

### 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学の教育研究等の総合的な状況が機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2-3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1-1から基準6-8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあつた場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2-1又は基準2-2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述していません。

### 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1-1から基準6-8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

### 「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

## I 認証評価結果

福岡女子大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

### 【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準のうち、基準 5－3 を除くすべての基準を満たしている。

基準 5－3 については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目基準 2－1 及び基準 2－2 を満たしており、かつ訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況にある。

- 人間環境科学研究科（博士前期課程）、人文社会科学研究科（博士後期課程）において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。（基準 5－3）

（新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について）

令和 4 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、学年当初から通常とは異なる状況の中での教育活動が必要となったと推察される。大学に対してその状況について報告を求めたところ、付録 3 のとおり取り組んでいることを認めた。

## II 基準ごとの評価

### 領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

#### 基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準1-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の1学部及び2研究科を置いている。

[学士課程]

- ・国際文理学部（3学科：国際教養学科、環境科学科、食・健康科学科）

[大学院課程]

- ・人文社会科学研究科（博士前期課程2専攻：言語文化専攻、社会科学専攻、博士後期課程2専攻：言語文化専攻、社会科学専攻）
- ・人間環境科学研究科（博士前期課程1専攻：人間環境科学専攻、博士後期課程1専攻：人間環境科学専攻）

平成29年度に、日本と英語圏の文学・文化・言語の領域においてその分野を牽引することが出来る優れた教育研究者及び国際的に活躍できる識見と多文化理解力及び卓越した言語力を有する人材を養成するために、人文社会科学研究科博士後期課程言語文化専攻を設置している。

#### 基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準1-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式1のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式1-2-2のとおり、著しく偏っていない。

#### 基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準1-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員は、国際文理学部に所属し、専門性に応じて学士課程、大学院課程の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、国際文理学部に国際文理学部長、各研究科については研究科長を置いている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、国際文理学部教授会、人文社会科学研究科教授会、

人間環境科学研究科教授会を置いている。

学部の教授会は、当該学部に属する教授、准教授及び講師の全員から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。各研究科の教授会は、当該研究科に属する教授、准教授及び講師の全員から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。各教授会は、令和3年度には、別紙様式1-3-2のとおり開催されている。

教育研究協議会は、学長となる理事長、学部長、理事長が定める重要な学内組織の長10人以内から構成され、教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。令和3年度には、別紙様式1-3-3のとおり開催されている。

教育企画会議は、議長、副議長、その他、学長が必要と認めた職員（教員及び事務職員）から構成され、全学的な教育方針の決定に関する事項、教育・学習支援委員会及び教務委員会の統括に関する事項、その他、教育企画会議規則第2条の目的を達成するために必要な事項等を全学的な見地から審議する組織として設置されている。

## 領域 2 内部質保証に関する基準

### 基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

学長を統括責任者とし、学長及び自己点検・評価担当副学長を自己点検・評価の責任者、学部長及び研究科長、学部共通教育機構長及び学科長、センター長及び附属図書館長をそれぞれの領域における改善及び向上活動の責任者としている。この体制における中核的な審議機関は自己点検・評価委員会であり、その役割分担は内部質保証推進規程及び自己点検・評価委員会規則に明確に定めている。中核的な審議機関である自己点検・評価委員会は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある学長、副理事長、常務理事（兼事務局長）、理事（兼副学長）、副学長、学部長及び研究科長、学部共通教育機構長及び学科長、センター長及び附属図書館長、その他学長が必要と認めた者によって構成している。

それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

学部共通教育機構においては、学部共通教育機構長を責任者としてその質保証を行っている。

国際教養学科においては、国際教養学科長を責任者としてその質保証を行っている。

環境科学科においては、環境科学科長を責任者としてその質保証を行っている。

食・健康学科においては、食・健康学科長を責任者としてその質保証を行っている。

人文社会科学部においては、人文社会科学部研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

人間環境科学研究科においては、人間環境科学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備全般については、経営管理センター長を責任者として経営管理センターが、学習環境については、教育・学習支援センター長を責任者として教育・学習支援センターが、情報設備については、IR・情報化推進センター長を責任者としてIR・情報化推進センターが、附属図書館については、図書館長を責任者として附属図書館図書館部門が分担して質保証を行っている。これらの責任体制は、内部質保証実施要領及び各センター要綱によって定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生支援に関する重要事項については、学生支援センター長を責任者として学生支援センターが、学生の就職支援については、学生支援センター長を責任者として学生支援センターが、留学生の支援については、国際化推進センター長を責任者として国際化推進センターが、質保証を行っている。その他の学生支援については、学生支援センター長を責任者として学生支援センターが分担して質保証を行っている。これらの責任体制は、内部質保証実施要領及び各センター要綱によって定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

入学者選抜の在り方については、アドミッションセンター長を責任者としてアドミッションセンターが、入学者選抜方法等の策定、実施、検証については、アドミッションセンター長を責任者と

してアドミッションセンターが、質保証を行っている。これらの責任体制は、アドミッションセンター要綱によって定めている。

## 基準 2-2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-2 を満たしている。

### 【評価結果の根拠・理由】

それぞれの教育課程について、学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、及び学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを機関別内部質保証体制が確認する手順は、内部質保証実施要領及び自己点検・評価シートにおいて明確に定められている。

教育課程ごとの点検・評価において、領域 6 の各基準に照らした判断を行うことは、内部質保証実施要領及び教職課程内部質保証実施要領及び自己点検・評価シートに定められている。

施設設備、学生支援、学生受入に関する自己点検・評価の判断基準、実施方針、手順等は、内部質保証実施要領及び自己点検・評価シートに明確に定められている。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、学生意識調査実施要領、卒業生アンケート実施要領、企業アンケート実施要領、教職員学生協議会要綱、なでしこ寮アンケート実施要領、授業アンケート実施要領、オープンキャンパス参加者アンケート実施要領、概要説明会参加者アンケート実施要領を定め、定期的に実施することとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、内部質保証実施要領に定めている。

## 基準 2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準 2-3 を満たしている。

### 【評価結果の根拠・理由】

これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式 2-3-1 のとおり実施され、その多くについて、対応済みあるいは対応中の状況にある。

## 基準 2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準 2-4 を満たしている。

### 【評価結果の根拠・理由】

学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しは、定款に基づき、教育

研究協議会で審議、検討し、そののち、理事会において審議、決定している。

**基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること**

**【評価結果】** 基準 2-5 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

教員の採用及び昇格等にあたって、教員の採用に関する規程、教員資格基準に関する規程、教員再任審査規則、教員選考に関する要綱等を定め、書類審査、面接、模擬授業等を評価して、別紙様式 2-5-1 のとおり教員を採用・昇任させている。

教員個人業績評価規程及び教員個人業績評価実施要領を策定し、別紙様式 2-5-2 のとおり教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施している。

別紙様式 2-5-3 のとおり、職員給与規程、教員報奨金規程及び職員就業規則に基づき、B 評価以上を得た教員に対して 12 月の期末勤勉手当支給時に報奨金を支給し、C 評価以下を得た教員からは活動改善計画書の提出を求めるなど、評価結果を教員の処遇等に反映する取組を行っている。

別紙様式 2-5-4 のとおり、授業改善のための情報交換についての F D、遠隔授業方法についての F D、共通教育マネジメントと文理統合科目デザインについての F D 等を実施している。

教育活動を展開するため、別紙様式 2-5-5 のとおり教務関係や厚生補導等を担う職員、教育活動の支援や補助等を行う職員、図書館の業務に従事する職員、T A 等教育補助者を配置し、活用している。

教育支援者、教育補助者の質の維持・向上のため、別紙様式 2-5-6 のとおり、教務系職員初任者向け講習会、オンライン講義チュートリアル、図書館等職員著作権実務講習会、遠隔講義サポーター説明会、情報活用科目 S A 説明会等を実施し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。

## 領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

### 基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準3-1を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

地方独立行政法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、福岡県知事に提出され、その承認を受けている。

また、別紙様式3-1-2のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

### 基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準3-2を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、理事会、経営協議会、教育研究協議会、拡大役員会を設置している。

理事会は、理事長、副理事長、理事により構成され、中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項、法令により知事の認可又は承認を受けなければならない事項、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項、予算及び決算に関する事項、職員（臨時、非常勤その他の職員を除く。）の人事及び評価の方針に関する事項、教育課程の編成に関する方針に係る事項、重要な規程の制定又は改廃に関する事項、法人の運営について行う点検及び評価に関する事項、その他理事会が定める重要事項等を審議している。

経営協議会は、理事長、副理事長、法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから理事長が任命する者から10人以内により構成され、経営に関する重要事項を審議している。

拡大役員会は、理事長、副理事長、常務理事（事務局長）、理事（非常勤を除く）、副学長、学部長、学長補佐、学長特別補佐、各センター長のうち、理事長が指名する者により構成され、法人及び大学の運営に関する事項を審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式3-2-2のとおり、体制を整備している。

情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験の法令遵守事項について規定し、責任・実施体制を整備している。情報公開は経営管理センター、個人情報保護は経営管理センター、公益通報者保護は経営管理センター、ハラスメント防止は経営管理センター、安全保障輸出管理は地域連携センター、生命倫理は経営管理センター、動物実験は経営管理センターが責任部署となっている。

危機管理として、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応について規定し、責任・実施体制を整備している。防火・防災は経営管理センター、情報セキュリティはIR・情報化推進センター、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止は地域連携センター、学生危機対応は経営管理センターが責任部署となっている。



**基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること**

【評価結果】 基準 3-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

組織規則に基づき、事務組織を設置している。

別紙様式 3-3-1 のとおり、常勤 78 人、非常勤 27 人を配置している。

**基準 3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること**

【評価結果】 基準 3-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 3-4-1 のとおり、教員及び事務職員等が遺伝子組換え実験安全委員会、学生支援委員会、危機管理委員会、教育・学習支援委員会、教員人事委員会等の構成員として協働して意思決定に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3-4-2 のとおり、人権研修会（139 人参加）、障がい学生支援研修会（90 人参加）、コンプライアンス・研究倫理教育研修（120 人参加）等を実施している。

**基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること**

【評価結果】 基準 3-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

地方独立行政法人法に基づき、監事 2 人（非常勤 2 人）を置いている。監事は、毎会計年度一回以上期日を定めて監査を実施し、監事監査規程に定めるところにより監査報告書を作成している。

会計監査人による監査が実施され、地方独立行政法人法で定めるところにより、会計監査報告が作成されている。

内部監査については、公立大学法人福岡女子大学における研究費の運営・管理に関する規則及び研究費内部監査規則に基づき別途組織する内部監査部門を置き実施し、内部監査部門の長は、審査終了後、監査報告書を作成し、理事長に報告している。

研究費以外の事項について、内部監査は行われていない。

監事及び会計監査人は、学長、副理事長、事務局長との間で意見交換を行い、情報共有を図っている。

**基準 3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること**

【評価結果】 基準3－6を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、別紙様式3－6－1のとおり公表している。なお、学校教育法第109条が公表を求める事項のうち自己点検・評価の結果について、自己評価書提出時点では公表されていなかったが、令和4年8月までに公表している。

## 領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

### 基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

福岡市東区にキャンパスを有し、その校地面積は計 49,072 m<sup>2</sup>、校舎等の施設面積は計 43,751 m<sup>2</sup> であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

また、キャンパス等での教育の実施状況については、別紙様式 4-1-1 のとおりであり、人文社会科学研究科言語文化専攻及び人文社会科学研究科社会科学専攻の博士前期課程では夜間において授業を実施し、人文社会科学研究科言語文化専攻博士後期課程では土曜に授業を実施するなど、社会人学生への配慮を行っている。

別紙様式 4-1-3 のとおり、施設・設備における安全性について、配慮している。キャンパスの耐震化率は 100% である。バリアフリー化については、対象施設改修時もしくは障害学生入学時に車椅子利用に配慮したスロープ・トイレを設置するなど、配慮している。安全防犯面については、防犯カメラの設置、AED の設置、カードキー認証型ドアの設置等、配慮している。

ICT 環境については、学内ネットワーク等を整備し、活用している。

附属図書館については、キャンパス内に設置しており、延面積 3,538 m<sup>2</sup>、閲覧座席数は 272 席である。原則として 9 時 00 分から 21 時 00 分まで開館している。令和 4 年 5 月 1 日現在の蔵書数は、図書 211,569 冊、学術雑誌 2,713 種、電子ジャーナル 12,263 種である。

自主的学習環境については、別紙様式 4-1-6 のとおり、国際教養学科図書・資料閲覧室、大学院生室、情報処理演習室 A 等が整備され、利用されている。

### 基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、学生支援センター、学生相談室を設置し、別紙様式 4-2-1 のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、人権侵害及びハラスメントの防止等に関する規程等に基づき、人権侵害及びハラスメント相談室が相談窓口となり、人権侵害及びハラスメント防止・対策委員会と連携し法人における良好な学修環境、教育・研究環境、就労環境を実現する措置を講じるほか、ハラスメント等に関する相談に対応している。

36 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式 4-2-2 のとおり、体育館、大学会館（大ホール）、サークル棟等を整備し、運営資金援助等を行っている。

留学生への生活支援等は、国際化推進センターを設置し、新入留学生オリエンテーションの実施、大学院チューターの配置等、別紙様式 4-2-3 のとおり体制を整備している。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づき対応要領を定め、別紙様式 4-2-4 のとおり、学生から提出された「障害のある学生の修学支援等希望調査票」に基づいた支援内容の協議、障害学生支援研修会の実施等を行っている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式 4-2-5 のとおり、大学独自の奨学金制度、入学料の免除・減免、授業料の免除・減免等を行っている。

## 領域5 学生の受入に関する基準

### 基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準5-1を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、すべての学部・研究科において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。

### 基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準5-2を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式5-2-1のとおり入試を行っている。

実施体制については、入学試験審議会、学部入試試験委員会、アドミッション・オフィス、大学院人文社会科学研究所入学試験委員会、大学院人間環境科学研究科入学試験委員会を置いている。

入試改革会議による追跡調査に基づいた入試改革の検討等を行っており、具体的には、総合型選抜の全学科への拡充等の改善を行った。

### 基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準5-3を満たしていない。

#### 【改善を要する点】

人間環境科学研究科（博士前期課程）、人文社会科学研究所（博士後期課程）において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

平成30年度から令和4年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

##### [学士課程]

- ・国際文理学部：1.03倍

##### [博士前期課程]

- ・人文社会科学研究所：1.13倍
- ・人間環境科学研究科：0.62倍

##### [博士後期課程]

- ・人文社会科学研究所：0.45倍
- ・人間環境科学研究科：1.07倍

人間環境科学研究科（博士前期課程）、人文社会科学研究科（博士後期課程）において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

なお、各研究科について、パンフレットの作成、進学サイトへの掲載、個別相談の実施等、広報活動を強化している。

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準 6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準 6-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

国際文理学部及びすべての研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

### 基準 6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準 6-2 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

国際文理学部及びすべての研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。

### 基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準 6-3 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

国際文理学部及びすべての研究科において、教育課程の編成が、体系性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い学則等で定めている。各研究科においては、入学前の他の大学院における既修得単位等の単位認定は行っていない。

なお、国際文理学部において、自己評価書提出時点では外国語の外部検定試験による単位認定について規程等が定められていなかったが、令和 4 年 11 月までに外国語科目等の単位認定に関する要綱において定めている。

大学院課程のすべての研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。

なお、自己評価書提出時点では、研究指導の計画が適切に策定されていなかったが、令和 4 年 11 月までに各研究科における研究指導の基本方針を改正し、策定している。

**基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること**

【評価結果】 基準 6-4 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

大学として、1年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっている。国際文理学部は 4 ターム制、各研究科は 2 学期制をとっており、国際文理学部及びすべての研究科において、2 単位の授業は 100 分×14 回、1 単位の授業は 100 分×7 回で授業を実施しているが、10 週又は 15 週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげている。

国際文理学部及びすべての研究科の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。

なお、自己評価書提出時点では、各研究科において一部の授業科目と研究指導の区別が明確でなかったが、令和 5 年 1 月までに大学院学則を改正するとともに、令和 5 年度以降、該当する授業科目のシラバスの記載を改善することを各研究科教授会で決定し、明確にしている。

国際文理学部及びすべての研究科において、教育上主要と認める授業科目は、別紙様式 6-4-4 のとおり、原則として専任の教授・准教授が担当している。

すべての研究科において、大学院設置基準第 14 条で定める教育方法の特例の取組として、夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている。

また、夜間において授業を実施している課程は、必要な配慮を行っている。

**基準 6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること**

【評価結果】 基準 6-5 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

国際文理学部及びすべての研究科において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、別紙様式 6-5-1 のとおり、指導、助言が行われている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、別紙様式 6-5-2 のとおり、助言、支援が行われている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を、別紙様式 6-5-3 のとおり実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を、別紙様式 6-5-4 のとおり整えている。

**基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること**

【評価結果】 基準 6-6 を満たしている。



**【評価結果の根拠・理由】**

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。

国際文理学部及びすべての研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。

国際文理学部及びすべての研究科において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。

なお、自己評価書提出時点では、成績疑義照会受理後の対応について、規程等において明文化されていなかったが、令和4年11月までに成績疑義に係る取扱要領によって定めている。

**基準6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること**

**【評価結果】** 基準6－7を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

国際文理学部及びすべての研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定し、学生に周知している。

大学院教育課程の各研究科においては、学位論文評価基準を組織として策定し、学生に周知している。

国際文理学部及びすべての研究科において、策定した要件に基づく卒業（修了）の認定を、組織的に実施している。

**基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること**

**【評価結果】** 基準6－8を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

過去5年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式6－8－1のとおり、資格の取得状況は、根拠資料6-8-1-01\_(00)のとおり、就職及び進学の様子は、別紙様式6－8－2のとおりであり、国際文理学部及びすべての研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。

なお、人文社会科学研究科言語文化専攻（博士後期課程）からは、まだ修了生が出ていないが、当該専攻が平成29年度に設置されたこと、及び社会人や子育て中の学生が休学や長期履修をしていることによる。

卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果によれば、国際文理学部及びすべての研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られている。

国際文理学部について、卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生、就職先等からの意見聴取の結果によれば、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られている。